

国際結婚が破綻すると子どもの扱いをめぐって国境を越えた争いが起きる。それに対処する国際ルールを定めた「ハーグ条約」に加盟するかどうか、検討が本格化している。国内の賛否は拮抗しているが、欧米からの圧力は強まる一方で、政府は加盟へとかじを切りつつあるように見える。

条約の正式名称は「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」。16歳未満の子が定住する国から親の片方によって一方的に国外に連れ去られた場合、連れ去られた先の国が定住国に子を送り返す義務を負うというのが、条約の趣旨だ。そのうえで、定住していた国の行政機関や裁判

日本、ハーグ条約加盟へ議論

子の返還巡る争い多発

所が子の扱いを決めることとなる。

現在、条約には欧州や北米、南米諸国を中心に84カ国が加盟している。主要7カ国(G7)で非加盟なのは日本だけだ。国際結婚をして外国に住む日本人女性が、結婚が破綻したため子連れ

圧力をかける。条約をめぐって起きているのは、こつした動きだ。

外務省によると、日本人女性には家庭内暴力(DV)被害を訴える例も多く、政府は「邦人保護」を条約非加盟の大きな理由にしてきた。外国で裁判になった場合の費用や言葉の壁、人種差

条約への加盟を求める決議が採択されている。これに対し、帰国した

また、父母間に争いがあっても、外国に住む日本人には子連れを拒否する。日本が条約に非加盟だからだ。条約非加盟で日本人が被っている不利益

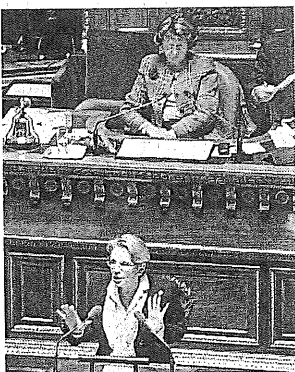
る。こつした場合、日本人には公的な仕組みを使って争いを解決する手段がない。

1月に就任した江田五月法相は条約加盟に積極的な姿勢を表明。同月には加盟について検討する関係省庁の副大臣会議が始まり、座長の福山哲郎官房副長官は「いたずらに議論を長引かせない」との考えを示した。

子の返還を求める訴えは約1300件。このうち、連れ去られた先の裁判所が返還要請を拒否した例が20%あった。条約が「返還が子どもの心身に重大な危険を及ぼす場合」などの例外規定を設けているからだ。

と同時に、「子の福祉の観点を第一」と福山副長官は強調している。その視点が不可欠なのは言うまでもない。(編集委員 小林省太)

て帰国する。しかし、外国人の父親は納得せず子を返すよう求める。その声を受け、各国が日本に



フランス上院は日本の条約への早期加盟を求める決議を可決(1月25日)

共同

別意識などへの懸念も、日本人からは出ている。他方、日本にいた子が外国人に一方的に国外に連れ去られた例も数十件あるとみられている

も、無視はできない。仮に日本が条約に加盟すれば、日本に連れ帰られた子を外国の求めに応じて探し、定住国へ送り返す手続きを日本側が進めることになる。ただし、返還は義務づけられていない。条約事務局によると、2003年に加盟国間で

2003年に加盟国間で